

# On the Square-shaped Enclosures around Takayashikidate Site, Aomori

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/45103">http://hdl.handle.net/2297/45103</a>

## 青森市高屋敷館遺跡周辺の方形区画について

木村 淳一

(青森市教育委員会)

### I. はじめに

青森市は、平成 17 年度に隣接する浪岡町と新設合併して 10 年が経過した。

筆者は、合併前の旧青森市に採用され、青森平野及び周辺の丘陵を対象にこれまで発掘調査に従事し、平成 15 年度～平成 25 年度まで石江土地区画整理事業に伴う石江遺跡群発掘調査事業に従事した。10 年を超える大規模な発掘調査事業が無事終了した平成 26 年度は、各種開発照会に伴う試掘・確認調査等が含まれる市内遺跡発掘調査事業のほか、国史跡高屋敷館遺跡と国史跡浪岡城跡の環境整備事業を担当し、これまで担当外であった、合併前の旧浪岡町のエリアの遺跡について対応する機会を得た。

国史跡高屋敷館遺跡については、後述するが様々な研究者によって検討されてきた経緯があった。しかし、筆者自身は、旧青森市域のみを担当していたため、旧浪岡地区は検討の対象外であった。

国史跡高屋敷館遺跡の環境整備事業を担当するにあたり、これまでの発掘調査報告書や周辺環境の様相について、確認することとなった。

戦後まもない空撮写真を確認した結果、これまでの研究では触れられてなかった方形区画を確認し、現地踏査において現存していることが確認された。また、既存の報告書で報告されている内容について、いくつかの問題点を確認した。

そこで、本稿では高屋敷館遺跡周辺に所在する方形区画と確認されたいくつかの問題点について触れることとする。

### II. 高屋敷館遺跡および周辺遺跡に関する研究状況

いわゆる「防御性集落」に関する研究状況は、筆者が担当した石江遺跡群発掘調査報告書中で法政大学小口雅史氏によってまとめられており [小口 2014]、本稿でも一部引用した。

高屋敷館遺跡は、合併前の旧浪岡町に所在しており、

元々は「野尻館」[青森県教育委員会 1983]として遺跡台帳に登録されていた遺跡である。国道 7 号浪岡バイパス建設に際し、元々の「高屋敷館遺跡」の位置に誤りがあることが確認され、高屋敷館遺跡として名称が統一され<sup>1)</sup>[青森県教育委員会 1998:P.5]、路線上の遺跡群の一つとして平成 6・7 年度に青森県埋蔵文化財調査センターによって発掘調査が実施された。

発掘調査の結果、平安時代の土塁及び壕で囲まれた環壕集落というインパクトのある内容であったことから、平成 7 年の途中に全国紙の一面を飾る報道がなされ、三内丸山遺跡の保存活動に併せるかのごとく、取扱いが協議、保存が決定し、平成 13 年に国史跡指定に至った経緯がある。弥生時代の環壕集落を彷彿とされるような壕と土塁が伴ったこの遺跡は、三浦圭介氏が論じたいわゆる「防御性集落」の津軽型の代表的な遺跡として取り扱われることとなり、平成 17 年に開催された防御性集落をめぐるシンポジウムでさまざまな検討がなされ、成果として平成 18 年に『北の防御性集落と激動の時代』という書籍が刊行されている [三浦ほか 2006]。

この「防御性集落」については様々な異論が存在しており、環壕については、宗教的結界 [工藤 1997] や区画施設 [井出 2002]、囲郭施設として取扱う考え [八木 2011] がある。また、船木義勝氏は、環壕集落を白頭山噴火に伴う自然災害の変異に伴う二次的避難行動により成立したという考えを提示した [船木 2009]。

筆者が調査を担当した青森市石江遺跡群の新田(1)・(2)遺跡についても、三浦氏は、防御性集落の一つと認識しているが、水利調節機能を有する溝の囲郭を単線的に防御と規定し得るかかどうかという点と、溝の外側に所在する高間(1)遺跡で掘立柱建物跡が配置している点など、溝の内側のみで完結し得ない景観が存在していた可能性が高いことを踏まえると単純に「防御」という言葉を用いることについて、筆者は消極的な評価をとる。ただし、当時の社会につい

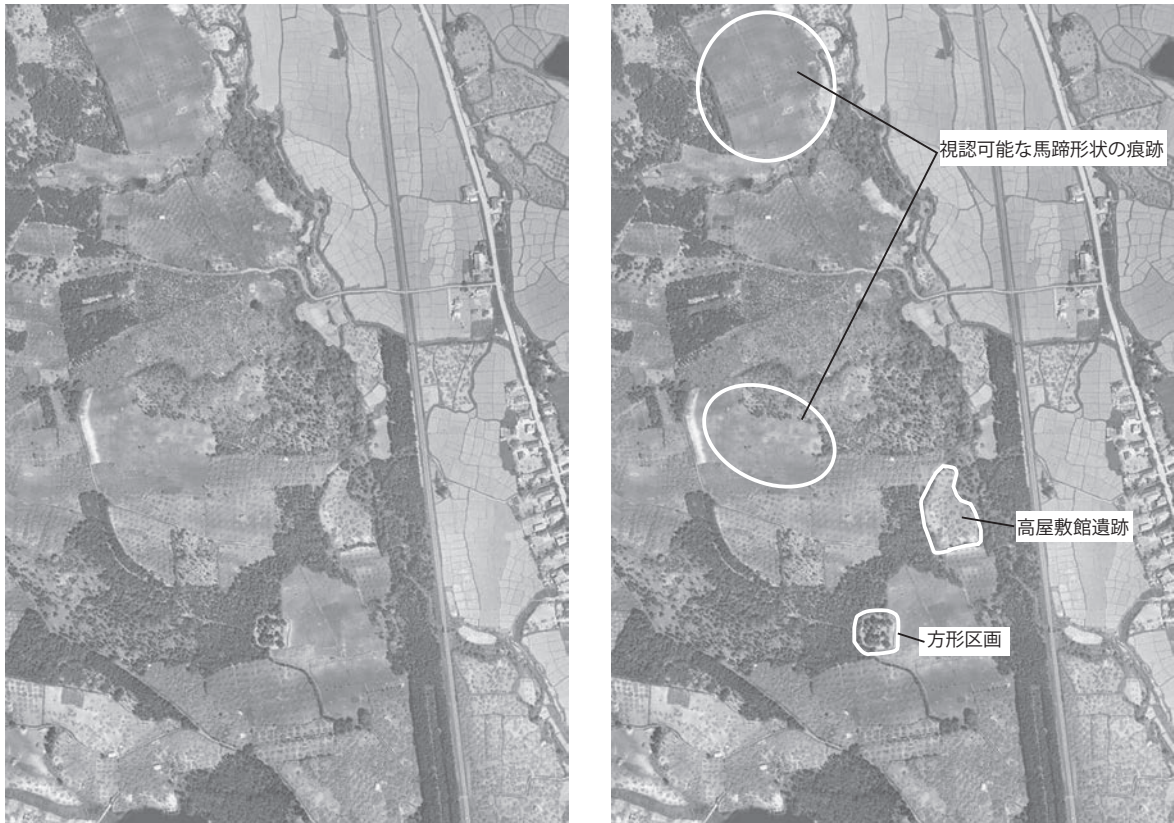


写真1 昭和23年当時の高屋敷館遺跡周辺の空中写真 ※右側は一部加筆  
(米軍撮影 R1429-26: 国土地理院地図空中写真閲覧サービス [<http://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do>])

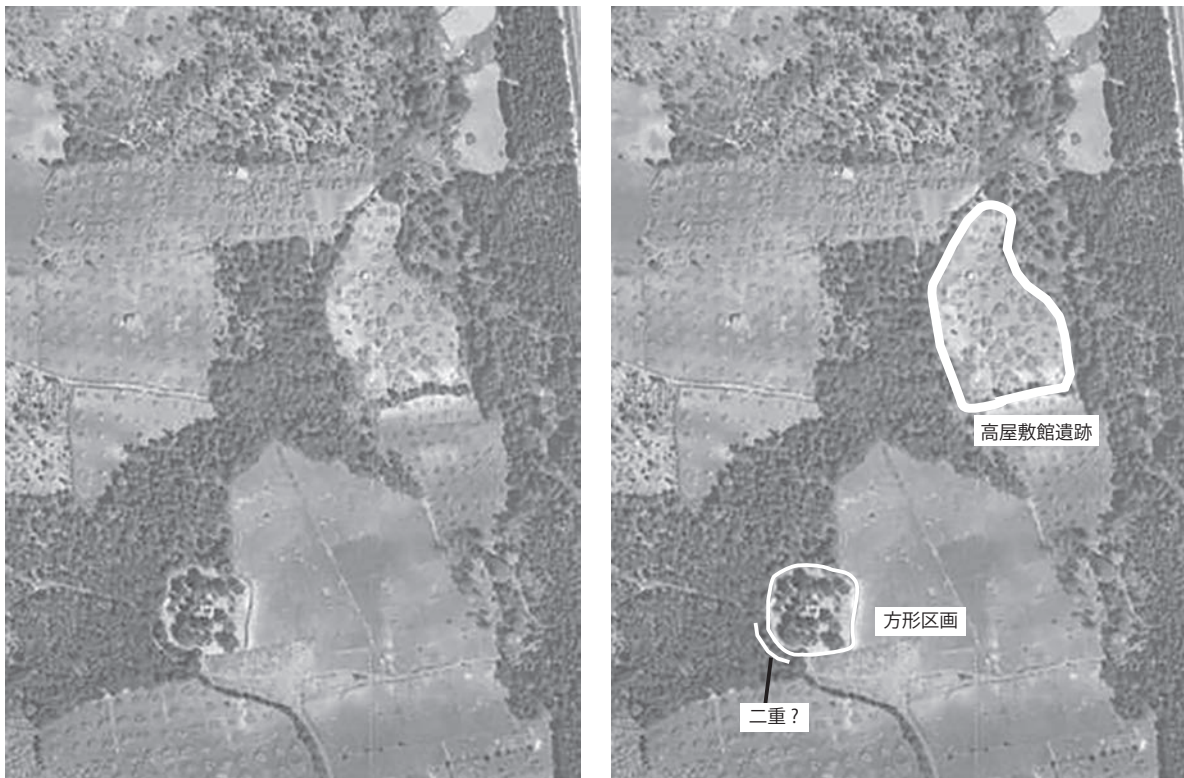


写真2 写真1拡大 ※右側は一部加筆  
(米軍撮影 R1429-26: 国土地理院地図空中写真閲覧サービス [<http://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do>])



図1 高屋敷館遺跡周辺の遺跡位置図  
(青森県教育委員会 1998『高屋敷館遺跡』図1を加工)

て考古学資料から対立や抗争の証明がなされていないという意見 [ 工藤 2005・佐藤 2006 など ] については、石江遺跡群の新田 (1) 遺跡から出土した木製祭祀具の形代について、馬形や鳥形などの動物形以外に刀形・剣形・鏃形など武器に関する形代が多い事実を指摘しておきたい。直接的な物的証拠ではなくとも、間接的に武器に関する意識が働く背景が存在した可能性はあるものと筆者は考える。

国道 7 号浪岡バイパスの路線上の遺跡は、北から山本遺跡、野尻 (1) 遺跡、野尻 (4) 遺跡、野尻 (2) 遺跡、野尻 (3) 遺跡、高屋敷館遺跡、山元 (1) 遺跡、山元 (2) 遺跡、山元 (3) 遺跡が所在しており (図 1 参照)、大釈迦工業団地造成に伴う野尻 (4) 遺跡の調査 [ 浪岡町教育委員会 2004 ] 以外は、青森県埋蔵文化財調査センターが発掘調査を実施、報告されている [ 青森県教育委員会 1987 ほか ]。報告書に掲載された各遺跡の遺跡位置は、図 1 のようなドットのみ分布図中心であった。高屋敷館遺跡の迂回ルートについても平成 14・15 年度に発掘調査が実施され、平成 16 年度に『高屋敷館遺跡Ⅲ』として報告書が刊行されている [ 青森県教育委員会 2005a ]。

野尻 (1) ~ (4) 遺跡を野尻遺跡群として取扱い [ 青森県 2005 ]、工藤清泰氏は、野尻遺跡群の 9 ~ 10 世紀代の集落の機能分化が一度凝縮する形で環壕域が形成されたと説明しており [ 工藤 1999 ]、井出氏 [ 井出 2002 ] や八木氏 [ 八木 2011 ] も野尻遺跡群が収斂して高屋敷館遺跡に集約されるものとしている。野尻遺跡群について齋藤淳氏 [ 齋藤 2010 ] や岩井浩人氏 [ 岩井 2008・2012 ] によって遺物や竪穴建物跡について検討がなされている。

### Ⅲ. 高屋敷館遺跡周辺の方形区画について

本稿の執筆に至った方形区画は、国土地理院地図空中写真閲覧サービス (<http://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do>) で公開されている昭和 23 年 5 月 15 日に米軍撮影の空中写真 (コース:R1429, 写真番号: 26、写真 1・2) などで確認できる。写真では、現在の高屋敷館遺跡とされた地点とともに南西側の地点に方形の区画が確認でき、南西側の一部は壕が二重である可能性がある。また、北東の地点では馬蹄形状の痕跡が視認でき (写真 1 右参照)、野尻 (2)・(3) 遺跡で多く検出している円形周溝や外周溝を有する建物跡である可能性がある。

方形区画の地点について、現況の地図および空中写真で確認したところ現状でも山林で方形の区画が残存していることを確認した (写真 3・4)。そこで、現地を踏査したところ、南北 51.1 m、東西 45.8 m、面積 2,076 m<sup>2</sup> の範囲内の南側外周に高さ 90 cm 程度の土塁状の盛り上がり (写真 5) を確認し、その内側には幅約 2 m 程度の浅い落ち込み (写真 6) を確認した。内側の壕と推定される落ち込みは北側の部分では中央の平場より低い状態となっていた。昭和 23 年当時の空中写真では、二重の壕の可能性を有する外周側



写真 3 近年の高屋敷館遺跡周辺の空撮写真  
(青森市遺跡地図データに一部加筆)



写真4 高屋敷館遺跡からみた方形区画地点



写真5 方形区画南側に残存する土塁



写真6 方形区画南側に残存する壕跡(矢印地点)

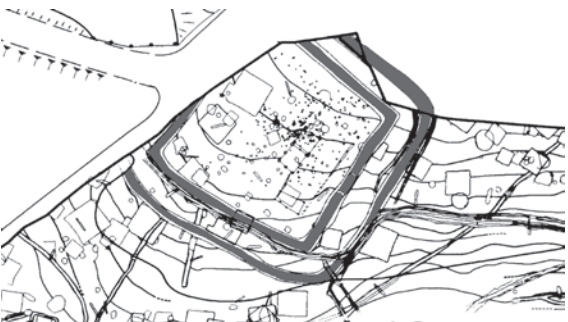


図2 参考：山元(1)遺跡検出方形区画施設 [青森県教育委員会 2005b] に一部加筆

の地点は、現況では道路として利用され、踏み固められており、壕跡の有無は確認できなかった。

現地踏査の際、たまたま居合わせた付近の土地所有者から聞き取った情報によると、今回確認した方形区画の地点は、「町会の共有地として広場として利用されており、町会の運動会の際などに会場として利用されていた場所であった。さらに(方形区画の)地点が周辺の中では最も標高が高く、高屋敷という地名の基になった。周辺はどこでも土器などが出てくる場所で、仮に出土したとしても何ら珍しいものではない。」という話であった。

現時点で発掘調査がされていないものの、空撮写真と現地踏査の情報の結果、高屋敷館遺跡と同様の外土塁、内壕の形態の方形区画施設である可能性が高いものと判断できるものである。

この件について、青森市と合併前の浪岡町教育委員会時代に高屋敷館遺跡の調査に携わった木村浩一氏(現青森市役所)から話を伺ったところ、高屋敷館遺跡の保存決定から国史跡指定申請に向けて当時県側の保護部局の担当であった三浦圭介氏とともに高屋敷館遺跡周辺を踏査した際、現地で土塁と壕の可能性を有する方形区画部分について確認し、関連資料として調査計画等の話も出たという話であった。ただし、結局調査等には至らず、遺物等の確認もなされなかったことから、山元(1)遺跡の遺跡範囲内で未調査のまま高屋敷館遺跡の考察の際には触れられることなく現在に至ったようである。

国道7号浪岡バイパスおよび工業団地の発掘調査の結果、高屋敷館遺跡の南側の山元(1)遺跡から方形の二重の壕が伴う区画施設(図2)北側の野尻(3)遺跡からも部分的ながらも類似の二重の方形の区画施設、さらに北側の野尻(4)遺跡からもコ字状の区画施設を検出している。帰属時期について、野尻(4)遺跡では、「少なくとも高屋敷館遺跡の環濠集落成立以前」としており[青森県教育委員会 1996b:P.299]、山元(1)遺跡では、10世紀中葉以降のやや新しい時期[青森県教育委員会 2005b: 第1分冊 P.343]、野尻(3)遺跡では、10世紀後半の一時期の高屋敷館遺跡の成立前後段階とした位置づけ[青森県教育委員会 2006:P.223]がなされており、高屋敷館遺跡の環濠成立以前～近接時期とする考えが多く、時期的には併行する可能性がある。

#### IV. 高屋敷館遺跡周辺の様相について

高屋敷館遺跡周辺の遺跡について、青森県埋蔵文化財調査センターが作成・刊行した『野尻（3）遺跡Ⅱ』の中で山本遺跡、野尻遺跡群および高屋敷館遺跡の遺構配置図を合成した図が掲載されている〔青森県教育委員会 2006:P.275・276〕。この図について、周知の埋蔵文化財包蔵地の遺跡範囲が含まれていなかったため、高屋敷館遺跡の南側に相当する山元（1）遺跡と山元（2）遺跡の遺構配置図〔青森県教育委員会 2005b〕を含めたものを図3として掲載した。この図を見てわかる通り、本来浪岡バイパスの路線として整合性がなければならぬ遺跡の配置図が、『高屋敷館遺跡Ⅲ』で報告された地点と『山元（1）遺跡』で報告された部分で不整合が生じている。また、高屋敷館遺跡の迂回路に相当する『高屋敷館遺跡Ⅲ』の報告地点は、野尻（3）遺跡の範囲と山元（1）遺跡の遺跡範囲内に相当し、周知の埋蔵文化財包蔵地『高屋敷館遺跡』内には含まれないことが確認された。さらに、青森県埋蔵文化財調査センターが『野尻（4）遺跡』として報告された地点〔青森県教育委員会 1996b〕についても南側の一部が野尻（2）遺跡に相当し、登録上の埋蔵文化財包蔵地と報告書での遺跡名に齟齬が生じた状態である。『高屋敷館遺跡Ⅲ』掲載の遺跡名称については、前述の木村氏からの聞き取りでは、旧浪岡町教育委員会側から県側に異なる状況を抗議したもののそのまま刊行されたという話を聞いており、県の埋蔵文化財保護側の恣意的な判断が存在した可能性がある。発掘調査が平成14・15年度で、三浦氏による防御性集落論が強く展開していた時期に相当し、高屋敷館遺跡という名称が先行してしまった可能性があるが、本来、埋蔵文化財保護部局側が自らが規定した遺跡範囲を無視して遺跡名を使用する行為そのものは、非常に問題であると判断される。報告書名で使われる名称をもって、その後の検討を各研究者が行うものであり、集計や遺跡ごとの意味づけにおいて取扱いが一人歩きする恐れすらあるものである。

また、国道7号浪岡バイパス関連で刊行された報告書内での周辺の遺跡位置図がドット配置中心で<sup>2)</sup>、遺跡地図で提示されている遺跡範囲と実際の調査地点がどのような位置関係に相当しているのかの整合性の確認がなされていないということも問題である。遺跡の資料的な成果のみが優先され、そもそもの遺跡の登

録上の範囲や位置関係の確認が疎かになることによって、事実と異なる情報がそのまま取り扱われる事態となり、懸念されるものである。

今回、このような問題を確認し、青森市教育委員会が管理しているGIS遺跡地図で国道7号浪岡バイパスの路線、遺跡範囲、地形図等を再合成して補正したものを図4として掲載した。この図については、野尻（3）遺跡～高屋敷館遺跡の地点について補正しており、補正部分は、現況の地形図とも概ね整合性が図られている<sup>3)</sup>。さらに今回確認した方形区画の地点と野尻（3）・（4）遺跡、山元（1）遺跡、そして高屋敷館遺跡の区画施設を有する地点についてドットを配置したものを図5として掲載した。この図を見てわかるのは、各区画施設の配置箇所が沢と沢との境界端部に配置しており、100～200m程度の近接した位置関係にある点である。報告された資料については、調査時の知見からは、厳密に同時性が保証されない内容ではあるが、遺構の変遷上、各遺跡内で最も下った段階のものであり、比較し得る内容でもあると言える。特に今回確認された方形施設は外土塁、内側に壕が伴う区画施設であり、高屋敷館遺跡の外土塁、内側に壕という構成要素とも比較可能である。

前述の青森市石江遺跡群の新田（1）・（2）遺跡の溝の囲郭の外側の高間（1）遺跡の掘立柱建物跡のように囲郭の外周での施設の併存関係が、高屋敷館遺跡周辺でも同様に併存関係にあると判断できた場合、従前のように閉鎖的な防御として集約されたという論で無くなる恐れすらあるもので、要再検討の案件であると判断される。

その他、今回合成した配置図を見ると、山元（1）遺跡の周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲は国道7号浪岡バイパス路線上までで留められている状況であるが、遺構分布状況をみると東側の丘陵部分に延びているように推察される。同様に高屋敷館遺跡の東側部分についても大釈迦川の蛇行した旧河道の影響が考慮されるなど、従前では指摘されていない要素が垣間見られた。組成比等で各遺跡間での量的な検討がなされる研究事例等も見られるが、各遺跡の主体部が必ずしも調査地点に当たっていない状況であることから、単純比較ができない内容であることも考慮される。

高屋敷館遺跡の東側の壕内部の橋脚の年輪年代は、12世紀代前半を示す内容である〔光谷 1998:P.356〕。

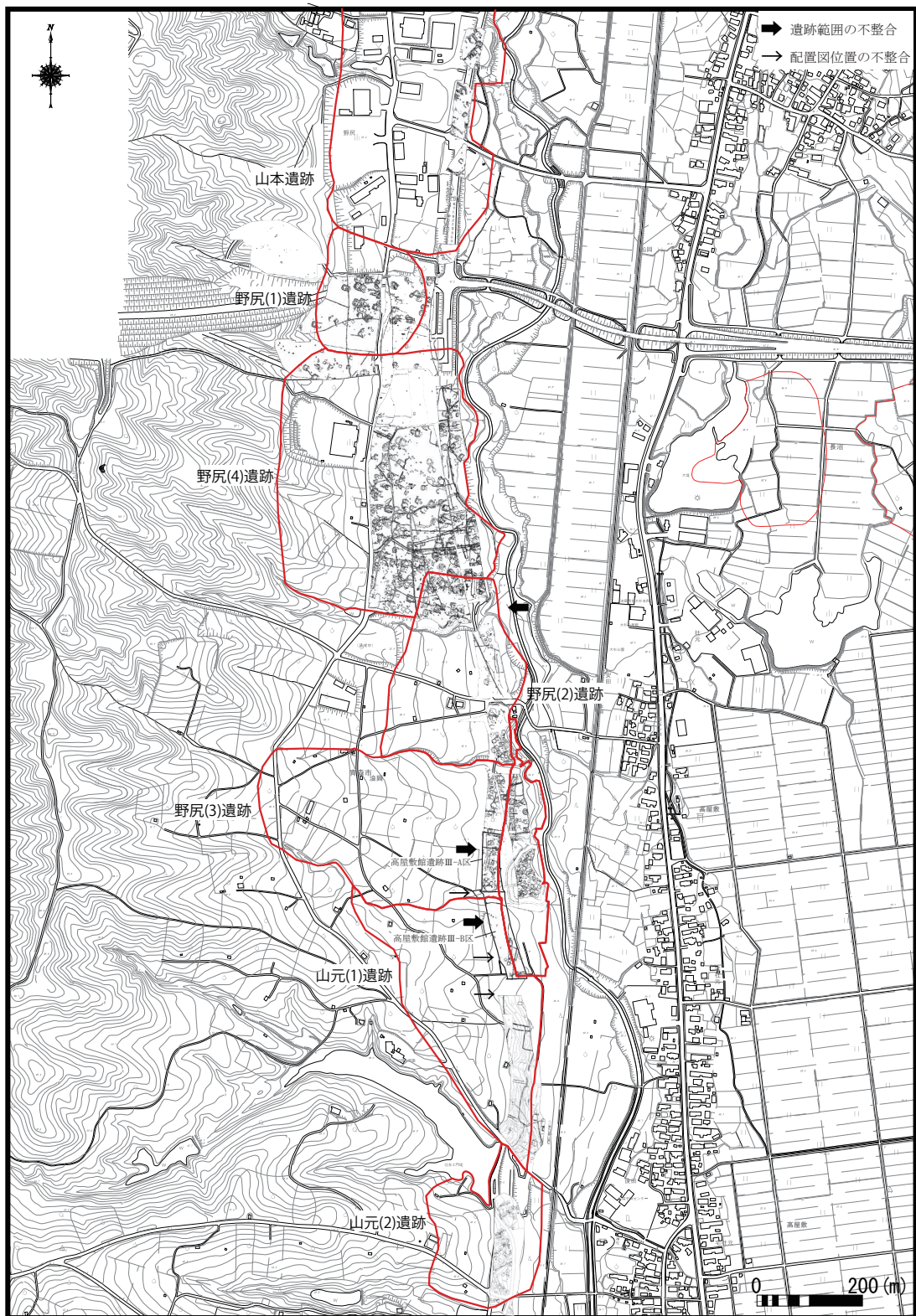


図3 高屋敷館遺跡周辺の遺構配置図1  
(青森県教育委員会 2006『野尻(3)遺跡Ⅱ』P.275・276 掲載図に青森市遺跡地図および青森県教育委員会 2005b『山元(1)遺跡』P.12・13: 図7を合成)

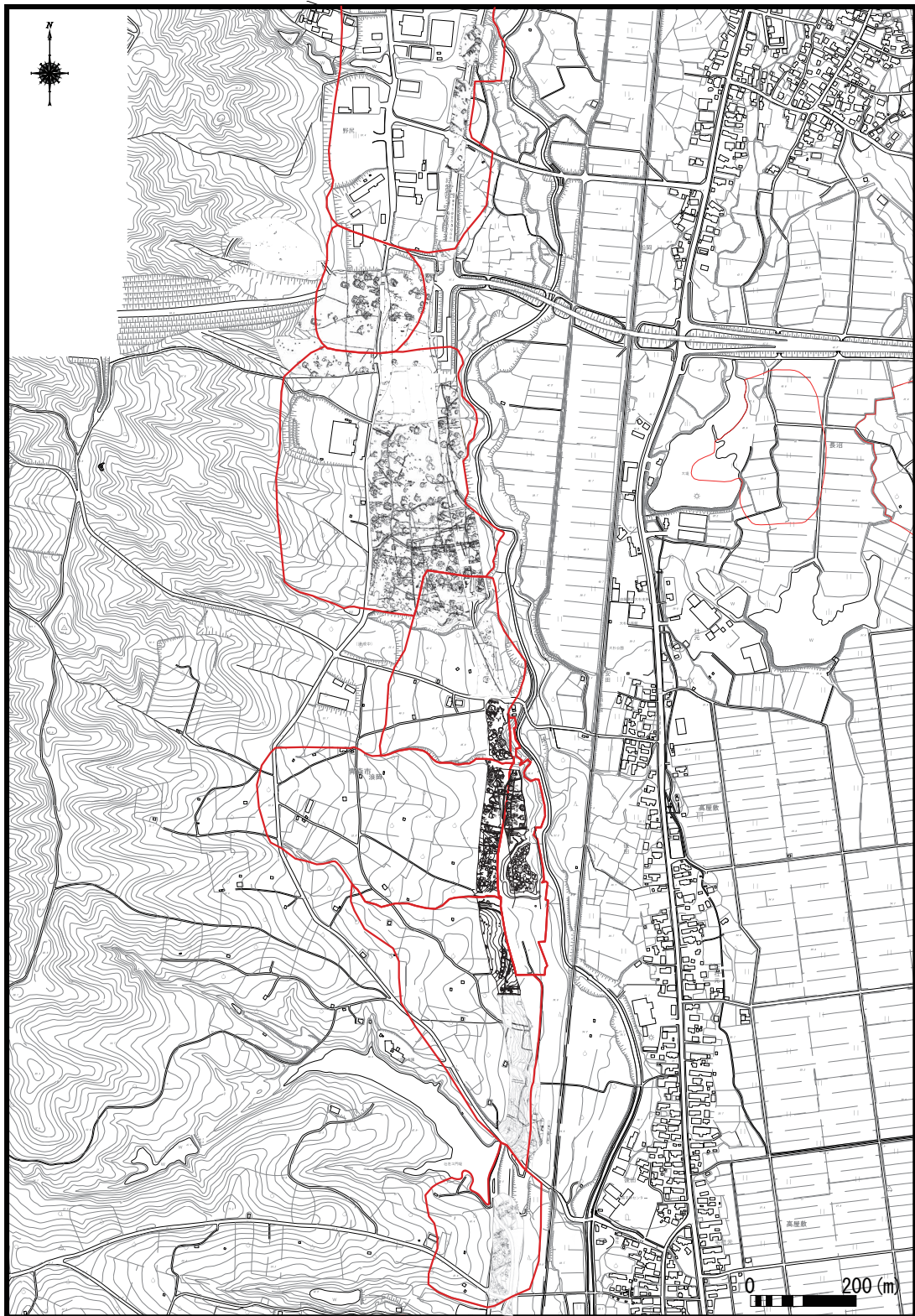


図4 高屋敷館遺跡周辺の遺構配置図2  
(青森市遺跡地図に青森県教育委員会 2005b『山元 (1) 遺跡』P. 12・13: 図7 および青森県教育委員会 2006『野尻 (3) 遺跡Ⅱ』P. 275・276 掲載図を補正合成)



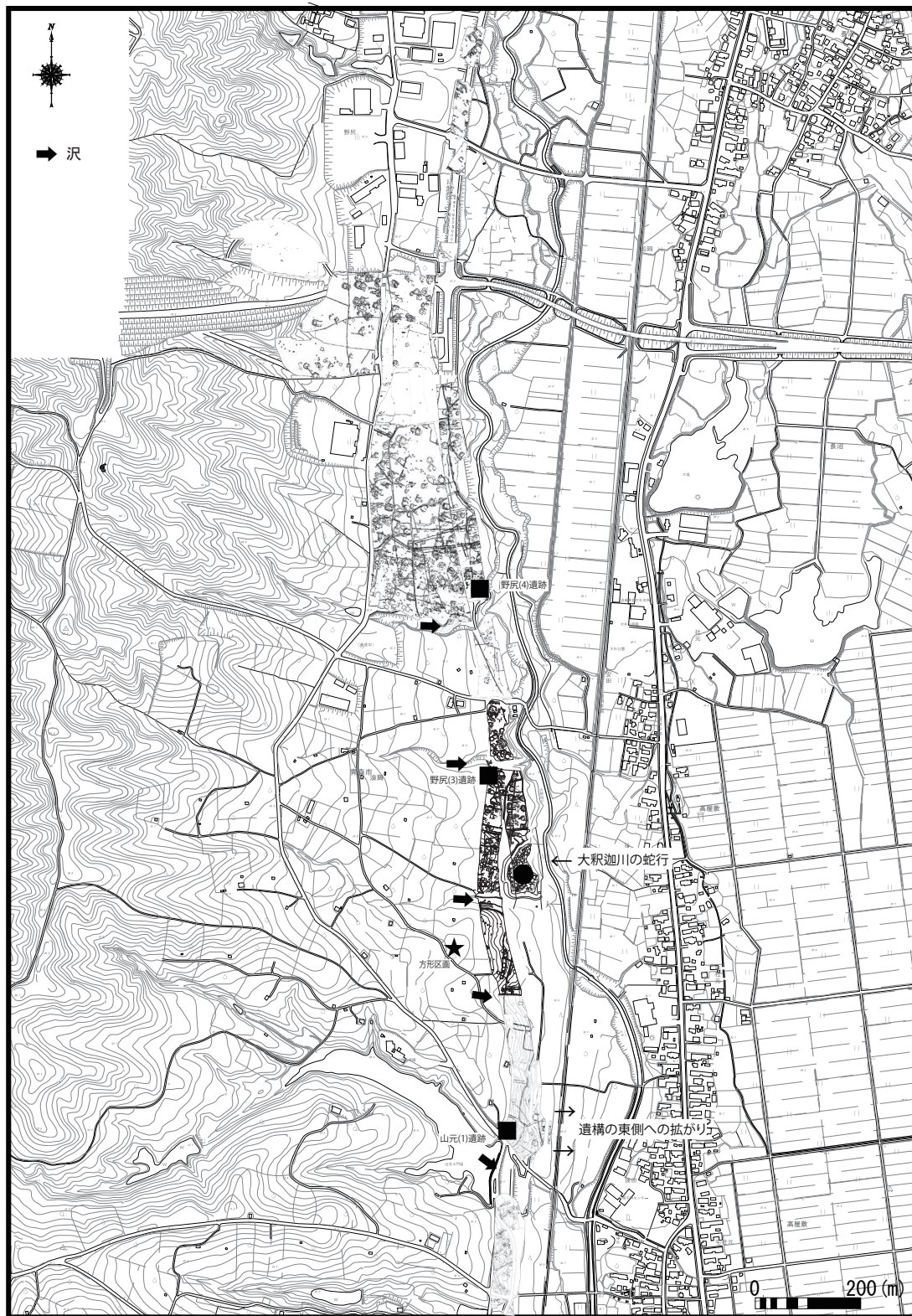


図5 高屋敷館遺跡周辺の遺構配置図3および区画施設の配置状況  
(青森市遺跡地図に青森県教育委員会 2005b『山元(1)遺跡』P. 12・13: 図7 および青森県教育委員会 2006『野尻(3)遺跡Ⅱ』P. 275・276 掲載図を補正合成)

土師器などの古代の資料はその段階まで下るものではなく、厳密に該期の遺物が特定されていない状況である。野尻（4）遺跡でも一部ではあるものの12世紀後半のかわらけが出土しており、付近でかわらけ使用以前の12世紀代での土地利用が継続されている可能性は否定できず、時期が下った時点での二次利用の可能性は残るものである。石江遺跡群の発掘調査報告書でも指摘したが、三浦圭介氏が防御性集落の上北型の典型とした青森県野辺地町向田（35）遺跡の首長の居住域に相当するとした第36号住居の溝跡から出土した資料が中世陶器であったこと〔青森市教育委員会2014：第3分冊P.78,342〕など、古代の集落に時期の下った段階の居住施設が重複することは、相応に存在するものであり、全てを古代のいわゆる「防御性集落」段階とすることはできない恐れもある。その点は、高屋敷館遺跡や今回の方形区画施設にも当てはまるものであり、留意すべき話であるとも言える。

## V. おわりに

これまで、高屋敷館遺跡周辺は、防御性集落論などマクロな研究と土器編年や同一遺跡内での個別の住居変遷などミクロな研究がなされている状況ではあるが、各遺跡間を含めた中範囲の総体的な検討が少ないようにも思える。発掘調査報告書は、刊行後報告書そのものの訂正の機会や新規の知見における見直しや更新の機会は難しい状況で、個別の研究者が新たに論考上で公表するなどの形で済まされるケースが多く、今回の方形区画に関する情報についても同様の経過を辿ったものである。

地域の様相を知る上で、重要な遺跡であってもその経過において適切な手順を踏まずにみなしの判断で解釈されているようなケースは、他にも存在する可能性は十分ある。埋蔵文化財保護行政内に従事する担当者は、十分なチェックを行うとともに報告書作成にあたって、比較検討し得る情報が存在しないかどうかを確認することが大事であると考え。

末筆ながら、様々なご教示・ご助言・資料情報をくださった以下の各氏には大変お世話になった。感謝の意を申し上げる次第である。

岩井浩人、木村浩一、業天唯正、工藤清泰、齋藤淳、中嶋友文、田中珠美

## 註

- 1) 抹消された野尻館に関する台帳は青森県側にも保管されていない状態であるが、高屋敷館遺跡に関する記載内容については整合性が認められ、遺跡の位置図が現在の高屋敷館遺跡周辺ではなく、北側の浪岡大字徳才子部分の遺跡範囲が貼付されていた。昭和53年10月刊行の『青森県遺跡地名表』〔青森県教育委員会1978〕でも高屋敷館遺跡の記載は認められるが、野尻館の記載はない。
- 2) 山元（1）遺跡〔青森県教育委員会2005b〕P.11で掲載されている周辺の位置図は、遺跡範囲が掲載されているが、ホームページ上で公開されている青森県遺跡地図（<http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/isekitizu.html>）の「59. 大釈迦」および「72. 浪岡」で掲載されている遺跡範囲とは大きく異なる内容である。
- 3) 今回の補正については、大きく軸線が異なっていた『高屋敷館遺跡Ⅲ』の配置図の位置修正を中心に実施した。結果的に野尻（2）遺跡の一部まで配置図の位置を修正することとなった。北側の野尻（4）遺跡以北についても修正の必要性は残るものである。

## 引用・参考文献

- 青森県 2005『青森県史資料編考古3 弥生～古代』。  
 青森県教育委員会 1978『青森県遺跡地名表』。  
 青森県教育委員会 1983『青森県の中世城館』青森県文化財調査報告書。  
 青森県教育委員会 1987『山本遺跡』青森県埋蔵文化財調査報告書第105集。  
 青森県教育委員会 1996a『野尻（2）遺跡Ⅱ・野尻（3）遺跡』青森県埋蔵文化財調査報告書第186集。  
 青森県教育委員会 1996b『野尻（4）遺跡』青森県埋蔵文化財調査報告書第186集。  
 青森県教育委員会 1998『高屋敷館遺跡』青森県埋蔵文化財調査報告書第243集。  
 青森県教育委員会 2005a『高屋敷館遺跡Ⅲ』青森県埋蔵文化財調査報告書第393集。  
 青森県教育委員会 2005b『山元（1）遺跡』青森県埋蔵文化財調査報告書第395集。  
 青森県教育委員会 2006『野尻（3）遺跡Ⅱ』青森県埋蔵文化財調査報告書第414集。  
 青森市教育委員会 2006『国史跡高屋敷館遺跡環境整備報告書Ⅱ』青森市埋蔵文化財調査報告書第88集。  
 青森市教育委員会 2014『石江遺跡群発掘調査報告書Ⅶ』青森市埋蔵文化財調査報告書第116集。  
 浪岡町教育委員会 2004『野尻（4）遺跡』浪岡町埋蔵文化財調査報告書第116集。

財緊急発掘調査報告書第10集.

井出靖夫 2002「6 北日本における古代環壕集落の性格とその背景」『津軽唐川城跡』富山大学人文学部考古学研究室, 115-143頁.

岩井浩人 2008「津軽地域における古代土器食膳具の変遷」『青山考古』第24号, 青山考古学会, 17-43頁.

岩井浩人 2012「野尻遺跡群における竪穴住居の規模構成の変移」『青山考古』第28号, 青山考古学会, 85-93頁.

小口雅史 2014「第14節 石江遺跡群の歴史的背景とその展開」『石江遺跡群発掘調査報告書VII』第3分冊, 青森市教育委員会, 265-276頁.

工藤清泰 1997「考古学研究における境界性」『青森県史研究』第1号, 青森県企画部県史編さん室, 116-145頁.

工藤清泰 1999「「館」発生の考察」『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』第9集, 帝京大学山梨文化財研究所, 1-16頁.

工藤清泰 2005「東北部の環壕集落」『季刊考古学』第93号, 雄山閣, 35-38頁.

齋藤淳 2010「野尻遺跡群の土器編年について」『青森県埋蔵文化財調査センター研究紀要』第15号, 青森県埋蔵文化財調査センター, 1-14頁.

佐藤智生 2006「青森県における防御性集落の時代と生業」『北の防御性集落と激動の時代』同成社, 93-120頁.

船木義勝 2009「「堀と土塁」結界表現の諸相」『秋田考古学』第53号, 秋田考古学協会, 23-48頁.

三浦圭介・小口雅史・斉藤利男 編 2006『北の防御性集落と激動の時代』同成社.

光谷拓実 1998「1年輪年代法による木柱と板状木製品の年輪測定」『高屋敷館遺跡』青森県教育委員会, 356頁.

八木光則 2011「北奥の古代末期困郭集落」『古代中世の蝦夷社会』高志書院, 55-90頁.